

令和5年度採用
播磨町職員(保健師/臨時職員)
採用候補者試験実施要項

【受付期間】

持参 令和5年7月27日(木)以降随時
9:00~17:00(土、日、祝日を除く)

郵送 令和5年7月27日(木)以降随時

※合格者決定次第、受付を終了します。

【試験日】

受付時に日程調整を行います。

【問合せ・申込先】

播磨町役場 総務課 人事係
〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号
電話 (079) 435-0355 (内線 209)



1 採用職種等

採用職種	職務内容等	受験資格等	採用予定人員
臨時職員 (保健師)	保健相談、健診等事務、保健指導、訪問指導等の保健業務全般	保健師の資格を有する人	1名

<注意事項>

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の各号いずれかに該当する人は受験できません。
- ・臨時職員として任用された事実は、播磨町が今後行う他の職員採用試験において、いかなる優先権を与えるものではありません。
- ・合格基準に満たない場合は不合格となるため、実際の合格者数が予定人員を下回る場合があります。

2 申込方法・受付期間

申込先	播磨町役場 総務課 人事係 〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号 電話 (079) 435-0355 (内線 209)
申込方法	所定の 受験申込書兼履歴書 及び 受験票 に必要事項を記入のうえ、受験申込書兼履歴書に 写真 （裏面に氏名を記入）を貼り、 保健師の資格を有していることを証する書類（免許状の写し等） を添付して、上記まで持参又は郵送してください。 ・郵送での申込の場合は、受付後に 受験票を返送 しますので、宛先を記載し 84円切手を貼った返信用封筒 を同封してください。
受付期間	(持参) 令和5年7月27日(木)以降随時 平日9時～17時 (郵送) 令和5年7月27日(木)以降随時 ※合格者決定後、受付を終了します。

- ※ 受験票は、持参の場合は即日交付し、郵送の場合は後日申込者あてに送付します。
- ※ 提出書類の記載内容に虚偽等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

3 試験の日時・場所・方法	
(1) 日 時	令和5年8月1日以降（受付時に日程を調整します。）
(2) 会 場	播磨町役場 第1庁舎 3階 会議室
(3) 試験種別	①面接試験 ②筆記試験（事務能力検査（50分程度）を実施します。）
(4) そ の 他	応募者多数の場合は、書類選考を実施することがあります。書類選考を実施した場合の結果は、郵送で通知します。なお、書類選考を実施しなかった場合、特段の通知は行いません。

4 合格発表から採用まで	
(1) 合格発表	採用試験実施後に本人あてに郵便により通知します。
(2) 採 用	この採用試験に合格した人は、採用候補者名簿に登載し、速やかに採用する予定です。 なお、採用にあたっては健康診断を実施します。

5 待遇

(1) 身分

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号に基づく臨時的任用職員

(2) 勤務場所

播磨町役場（こども課）

(3) 給与

播磨町職員の給与に関する条例（昭和61年条例第1号）並びに職員の給与に関する規則（昭和61年規則第1号）の規定により、給料のほか扶養手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当等が支給されます。

下記①から③までの記載事項は全て令和5年4月1日時点のものであり、給与改定等により変わる場合があります。

①給料

令和5年4月1日時点における初任給は下記の見込みとなっておりますが、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。

月額給与の基準（3%の地域手当を含む。）	
（高校卒の場合）	163,667円
（大学卒の場合）	190,756円

(参考) 職歴10年を加算した場合

月額給与の基準 (3%の地域手当を含む。)	
(高校卒の場合)	225,776円
(大学卒の場合)	238,857円

②期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の見込みは下記のとおりです(採用日や勤務成績により支給月数は変動します。)

区分		支給月数
期末手当	6月支給	1. 2月分(令和5年度は支給無し)
	12月支給	1. 2月分(採用日により変動有り)
勤勉手当	6月支給	1. 0月分(令和5年度は支給無し)
	12月支給	1. 0月分(採用日により変動有り)

③通勤手当及び時間外勤務手当等

通勤手当及び時間外勤務手当等の手当を該当者に対して支給します。

(4) 勤務期間

採用日から令和6年3月31日までの予定です。

(勤務成績等により、任期を更新する可能性があります。)

(5) 勤務時間

原則として、勤務日は月曜日から金曜日で、**8時30分から17時15分まで**です。業務の都合により、土曜日、日曜日及び休日に勤務が生じる場合があります。その場合は振替により対応します。

(6) 休暇等

- ・ 休日(国民の休日及び年末年始の休日)
- ・ 年次有給休暇(勤務開始日、勤務日数に応じた付与日数となります。)
- ・ 特別休暇(夏季、忌引等)

(7) その他

市町村共済組合、厚生年金保険、退職手当組合に加入します。

6 その他

- (1) 育児休業者が予定よりも早く復帰した場合、正規職員が配属された場合など、臨時的任用の事由がなくなった場合には、任用期間中でもお辞めいただくこととなります。
- (2) 国内出張に行ってください可能性があります。